

平成 26 年度 第 4 次第 2 回葛飾区消費生活対策審議会議事録（概要）

日 時：平成 27 年 3 月 18 日（水）午前 10 時 00 分から

場 所：消費者学習室（ウィメンズパル 3 階）

出席者：伊藤委員、黒崎委員、佐々木委員、島田委員、田中委員、谷本委員、
矢頭委員、谷茂岡委員（五十音順）

→みなさん、おはようございます。

定刻になりましたので、第 4 次第 2 回葛飾区消費生活対策審議会に入ります。
それでは島田会長よろしく申し上げます。

→ただ今から、第 4 次第 2 回葛飾区消費生活対策審議会を開会します。

本日は審議事項に入る前に傍聴希望の方が 2 名いらっしゃいますので、その可否について確認します。葛飾区消費生活条例第 27 条第 7 項において「審議会は公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない」と定められています。

本日は、「特別の理由」はございませんので、公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

→はい異議なし。

→本日の審議事項は「葛飾区消費者教育の体系化」でございます。

まず、配布資料の確認について、事務局より申し上げます。

（配布資料確認）

→葛飾区には、すでに消費生活条例がございます、消費者教育については審議してまいりました。特に幼児（小学生）に対する新しい試みについては、すでに実施済みでございます。その他連続講座も実施済みでございます。

2004 年に消費者基本法ができて我が国の方針が 180 度転換しました。以前は、消費者は弱者だから国が保護するとしていましたが、新しい消費者基本法は、消費者の権利というものを明示し、消費者は自立した存在でなければならないとしました。弱者から自立へと 180 度転換したわけです。自立するためには、国、自治体が支援しなければならぬ。その支援の中で消費者教育が大変重要になっています。2012 年に消費者教育推進法が制定され、幼児から高齢者までの全世帯について教育しなければならないとされました。国の法律は大枠を決め、次は都道府県が地域特性を踏まえたうえで、プランを考えるようにと示しました。東京都はアクションプランを作成し、特にその中で地域社会を重視しています。そこで市区町村の取り組みについて、東京都はモデ

ル事業を作りました。葛飾区はその中で最も重要な事業で「どういう組織と連携したら消費者教育を進められるかのモデルをつくること」として、大変責任の重い課題を背負うこととなりました。つまり、葛飾区独自の消費者教育の取り組み、東京都の取り組み、国の取り組みが全部合流されることをにらみつつ、葛飾区の仕組みを考えなければならない。ということです。そこで、私と事務局で作成したのがお手元にあります「葛飾区消費者教育の体系化（案）」でございます。事務局から読み上げてください。

→前回の消費者対策審議会は平成 26 年 9 月 11 日に開催し、その中では平成 25 年度の事業報告を行うとともに、消費者教育の推進について皆様からご意見をいただきました。また、これに基づき消費者教育の体系化の骨子案を作成し、平成 27 年 1 月 23 日には葛飾区消費者教育地域連絡会議を開催してご意見をいただきました。今後は、本日の会議におけるご意見を踏まえたうえで、審議会及び地域連絡会を開催し、遅くとも、平成 27 年度末にはとりまとめたと考えております。

（葛飾区消費者教育の体系シートの読み上げ）

→今の提案について、ご質問、ご意見ありますか。

→丁寧な説明で理解が深まりました。また島田会長から前回の説明もあり、ありがたいと思いました。

2012 年の学習指導要領の中に消費者教育についてうたわれています。学習指導要領は、年間の教育活動をこうするという法規です。10 年ごとに改定されており、2011 年に改定され 2012 年にさらに「消費者教育をしなければならない」となりました。そこが重要です。ただし、現実に学校で消費者教育がされているかどうかですが、基本は学校長の推進力だと思います。学校は各教科の点数を上げることに躍起になっています。私は消費者教育や環境教育は人の生き方そのものだと思っています。人の生き方の両輪だと思います。葛飾区は消費者教育も環境教育も先進区ですが、それにあまんじてはならないと思います。学校教育の中でどう参画させていくかが重要だと思います。提案された内容の計画があれば次は学校現場に出て行って授業すればよいのです。本当は教員が行えればよいのですが、実際にはその能力がありません。消費者教育授業が入る余地はあります。消費者教育が実施できればよいと思います。

→消費者教育に携わっている先生に尋ねましたところ、「まずは時間がない」と話していました。また、小金井市で、実際に私が中学校に出向いて家庭科の正規の授業で話をしました。生徒の 3 分の 1 は理解しています。身近な例で

話すと言解を得られると思います。教育委員会との連携は不可欠と認識しています。

→提案された内容はよくできていると思います。ただし、消費者教育をうたっ
ていながらなかなか進まない。今センターの相談員を学校に派遣して消費者
被害防止について出前講座を行っています。このことは、これからも進めて
もらいたいと思っています。また、金銭教育についても大切で、お金の値打
もわからない子供たちもいるため、消費者教育の一環として金銭教育も必要
と思います。担当の行政も動き出したと思います。また、あとは教育委員会
を動かすことが重要だと思います。この案を教育委員会に提案し、第2土曜
日の教育の日を利用するといいいと思います。

→案を作るときに教育委員会と協働して作るといいいと思います。教員の中で興
味がある方と一緒に考えるような、意見交換ができる場があつて中身を詰め
ていくことが重要ではないかと考えます。国が作ったマップをみるとすべて
書いてありますが、実際に誰が何をすることが一番重要であつてそれを考える
のは私たちです。教育現場の方と意見交換するのがよいいと思います。消費者
教育の「正解」はありません。その点については確認したいと思っています。

→別紙の消費者教育の体系シートの中の高校生についてですが、消費者被害に
関わる初め頃だと思っています。高校は、国立、都立、私立で区立はありません。
葛飾区行政としての消費者教育がどの程度関わっていけるのか。例えば都立
高校であれば東京都が中心となりその施策に取り組んでいくことになると思
いますが、都内の高校は数多くあり、綿密にやっていくことは厳しいことだ
と思います。葛飾区がモデル区として葛飾区の消費者教育を行っていくとす
るならば、葛飾区が区内にある都立高校にアプローチしていくことが必要に
なるのではないかと考えます。実際、高校への出前講座の実績について教え
てください。

→所管についてですが、高校は東京都。小中学校は葛飾区となっています。小
中学校の校長会で消費者教育出前講座の説明をしまして、さまざまな学校か
ら出前講座の依頼を受けています。高校については、所管が東京都ですので、
校長会などで説明する機会が困難な状況です。現在、東京都金融広報委員会
から、「金融学習特別推進地区」として2年間委嘱されておりました。都立葛
飾特別支援学校で金融教育を4回実施しました。今後他の高校にも入り込ん
でいきたいと考えていますが、個別に対応する方法となります。

→東京都に対して、葛飾区として高校へアプローチしていくことも必要ではな
いかと思います。

→高校は難しいと思います。小中学校は区教育委員会ですが、東京都の教育委員会を動かすのは至難の業です。葛飾区は、東京都のモデル区で市区町村で何ができるか、どういう組織と連携しなければならないのかを作らなければならない立場となっています。

たとえば小中学校については、区教育委員会、児童館、図書館との連携、高齢者については、福祉関係、商店街、医療関係との連携などを考えられますが、高校生についての連携は難しいと思います。

→今までの話の中で、出前講座等で講師を派遣して実施していることは効果があると思いますが、現状では限界があると思います。できるだけ幅広く進めるに当たり、小中学生に話をするとき、15分程度で話を絞り込み、テーマを3つ位つくり、学校の校長先生等に対してモデルパターンを実践してみて、15分でこれだけのことができるとなれば、学校の朝礼の時間、修了式などの行事の時間を活用することも考えられます。まずモデルを作ったうえで実践し、実践した学校ではアンケートをとり、その内容を踏まえて意見交換できれば広がるのではないのでしょうか。また、葛飾区ならではの相談事例や相談件数が多い案件又は警察に関わる相談事例などを伝えてほしいと思います。子どもたちに「こうしたらダメ」といっても関心はありませんが、「こんな事件があって怖いわねー」と話をすると「あーそうなんだ」と話を聞きます。「葛飾区あの地域でこんなことがあった」と話しをすると身近に思い、そこで地域性を生かすことができるのではないのでしょうか。また、東京都や葛飾区の事例を出して話していただくと親としてもありがたいです。夏休み前に聞いて頂くとありがたいです。

→事例を盛り込んで話をするということですね。

→はい。そうです。

→事例を出して「こういう手口がある」と話しても大半は「自分には関係ない」と思ってしまうもの。中学生に話すときは身近な例をあげるといいと思います。

→私は、分からない事があるとインターネットで検索して調べています。今の子供たちもパソコンやスマホで興味があることを検索しています。学校現場で消費者教育を教えることも大切ですが、子供たちがアクセスして得る情報、ホームページがあればよいと思います。また、区のホームページについてですが、消費生活センターの情報が区役所のホームページの中に埋め込まれていて、検索しづらいです。葛飾区のホームページとは別に消費生活センターのホームページが別に作られているといいと思います。

→ホームページの改善については、以前から申し上げているところですが、進まない状況です。国分寺市では、ホームページの改善について、消費生活審議会から国分寺市に改善要求して実現しました。

→葛飾区の広報課に問い合わせ等をしてきましたが、区のホームページで消費生活センターを全面に出すことは困難な状況です。ただし、消費生活センターの中から消費者庁にリンクできるようにしています。

→「消費生活」で検索すると消費生活センターにつながるような仕組みが必要だと思えます。また、今の大学生はインターネット情報をうのみにしすぎています。それをどのように教育していくかの問題もあります。インターネットの個人の意見は間違いが少なくないです。判断する能力を養うのは難しいです。情報を批判的にとらえる能力をどう養うかが大きな課題と思えます。小学校からネットを活用していますが、その中で間違いが多い情報に対し、その見分け方を身に着ける方法をどこで育てるのかを考えなければならないと思えます。

ここで、消費者教育の体系化について補足説明をします。

消費者庁の消費者教育のイメージマップと東京都消費者教育推進計画ですが、東京都は消費者庁の案を踏襲しています。やや分かりにくいです。消費者教育推進法の目玉は「消費者市民社会」なんです。「消費者市民社会」とは先の目標です。消費者は自分のことだけでなく、他人のことまで考えて行動することとしています。それが消費者教育推進法の冒頭で出ています。神戸市は先進地区で国よりも早くマップを作成しました。ところが、その後国が作成したため、神戸市は当初の案を修正せざるを得なくなった訳です。東京都はモデル区を作る方針を出しました。国は幼児から高齢者まで消費者教育をすべて行うようにとしました。また、葛飾区はマンパワー、予算が問題です。全部やることは無理ですので、重点的に行う必要があります。そうすると、重点は「幼児期・小学生」と「高齢者」だと思えます。

「幼児期・小学生」は生活習慣を身に着ける時期です。現場の先生方や幼児教育の専門の方に相談しながら決めていくことが必要だと思えます。特に重要なのは、「収入に応じて支出する」・「収入に応じて生活する」ということを身につけることだと思えます。子どもだけでなく親の教育も必要です。

「高齢者」についてですが、高齢者の被害がこれだけ多くなっていますので、高齢者の周辺にいる人たちを総動員することになります。今、国が進めている消費者教育推進法を見ますと、消費者は自助努力するようとしています。消費者は、自分で勉強して自分の身を守る努力をなさいとしています。しかし、これだけでは不十分です。消費者問題は、消費者と事業者が構造上の格差があることから生じます。消費者がいくら努力しても解決できないことがほとんどです。そのため、事業者、国、自治体が消費者被害を救済するこ

とになっています。しかし、だからと言って消費者は何もしないでいいということではありません。まず、自分の身を守る能力を身につけなければなりません。次に自分のことだけでなく社会のため、環境のためなどを考えることが「消費者市民社会」なんです。自分の身を守る能力を身につけることができなくて、社会や環境などについて考えることはできません。段階を踏まなければなりません。

本日の提案はたたき台ですので、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

また、すでに開催しています消費者教育地域連絡会の会議内容について説明します。高齢者被害が多い理由として、心身機能の低下ではなく、社会からの孤立がひとつの原因であることが東京都の分析です。高齢者の孤立を防ぐために、地域社会に出てきてもらうことが重要だと思います。その方法として、商店街の活性化と高齢者の被害予防のため、空き店舗の活用が考えられます。東京都では「出前落語」「出前漫才」を開催しています。それを空き店舗で開催できないかということを経営者連絡会議の商店街連合会会長にお聞きしたところ、「空き店舗になる際に不動産会社が入ってくるため難しい」との助言をいただきました。そのため、各商店街が年に何回か行われるイベントを活用することもいいのではないかと意見があり、とりあえずその方法で考えていくこととしました。また、どの組織と連携するかの課題ですが、区の教育委員会と区立図書館も考えられます。図書館で出前講座や出前落語を開催することは可能だと思います。また、葛飾区の医師会との連携も考えられます。高齢者は病院で1～2時間位受診待ちします。その時間を活用して何かできないかと思います。高齢者が出かけていく所にこちらから出向くということです。同時に「何かあったらセンターへ」とPRが必要です。

日常生活の中で「こんなことはどうか」などのご意見があれば事務局にお知らせください。

今日の体系化の提案は、たたき台ですので、今後具体的に詰めていきたいと思っております。後一年で完成できればいいと思っております。

→次回の審議会ですが、6月～7月頃を予定しています。

→では、そろそろ時間になりました。

第4次第2回 葛飾区消費生活対策審議会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。